

やすらぎだより

やすらぎ福祉会の理念

利用者の基本的人権の尊重を何よりも大切にします。
法人及びその事業の民主的運営を重視します。
地域に開かれた特別養護老人ホームをめざします。
利用者の福祉と医療の連携を重視します。
高齢者の社会保障の充実・向上をめざします。

社会福祉法人やすらぎ福祉会

〒921-8065 石川県金沢市上荒屋1-39 TEL076-269-0808 FAX076-269-2004

2016. 2月発行 新春号 NO. 30



↑獅子に頭から丸かぶりされ大喜びの入居者

餅つきではご家族
飛び入り参加の親子
餅つきが実現。会場
からは威勢のいいか
け声が飛び交って
いました。
今年もボランティア
アさんのご協力で、
つきたてのお餅を美
味しくいただくこと
ができました。

今年も毎年恒例の新年獅子舞と餅つきをやすらぎホームの1階ホールで賑やかに開催しました。青年職員による獅子が登場するとホールに集まったお年寄りからは次々に手が挙がり、「痛い

い腰と足を噛んでくれ」「ボケないように頭噛んで!」との声。男性入居者の打ち鳴らす太鼓にのせて、ホールを縦横無尽に舞う息も絶え絶えの青年獅子に噛まれ、みなさん一樣にうれしそうでした。
巫女さんに扮する職員から受け取ったおみくじの結果に一喜一憂する場面も。
大吉の方は特別に大きな笑顔を見せていました。



↑神社の前で記念撮影

は、好天に恵まれた元旦に、なんぶやすらぎホームで

初詣のおみくじにドキドキ

初詣のおみくじにドキドキ
ホームの近くにある貴船神社まで初詣に出掛けました。
早速、鈴を鳴らしてお参りを：☆「今年一年元気でいられるように：」『今年も良い年になりますように：』皆さん、何を祈願されたのでしょうか？そして、初詣と言えば、やっぱり【おみくじ】ですね。ワクワク、ドキドキしながら引いたおみくじの結果は：笑う門には福来る！皆様にとって良い一年になりますように。



ごあいさつ
社会福祉法人やすらぎ福祉会
理事長 佐藤 清



特集 こんな負担増は許せない! 福祉施設からの事例報告

医療介護総合推進法のもとで、2015年介護保険制度が改定されました。昨年4月と8月の改定を受けてやすらぎ福祉会での具体的な影響を事例集『酷書』としてまとめたので報告します。(なんぶやすらぎホーム相談員 広田 雅子)



大幅な負担増! 夫婦の年金額を超える

昨年4月からの主な改定 8月の改定では所得によって内容としては、介護報酬の 2割負担、多床室料金大幅な引き下げや特養入所の値上げ、施設やショートは原則要介護3以上に限定、ステイの食費や居住費の補

足給付の要件厳格化などの内容です。酷書から事例を紹介いたします。

Bさんのケース 第2段階→第4段階

なんぶやすらぎホーム(ユニット個室)要介護4の場合

Bさん
年金 月5千円
Bさん夫
年金 月20万円



7月までは、非課税になり、補足給付が受けられ第2段階に

【図①】 Bさん夫婦の世帯状況

夫課税で補足給付の対象外に...Bさん夫婦の場合

なんぶやすらぎホーム(ユニット個室)要介護4の場合

Bさん(30日)	~7月	第2段階、福祉給付・高額適用	42,225円
夫(30日)	8月~	第4段階、高額適用	118,500円
夫(30日)	~7月	第4段階、高額適用	約100,000円
夫(30日)	8月~	2割負担、高額適用	97,000円
夫婦合わせると	~7月	月約14万2千円	
夫婦合わせると	8月~	月21万7千円	

月7万3500円もの負担増!
年金を超える利用料で支払い困難に!!



【図②】 Bさん夫婦の利用料の変化

【図①】 Bさんは年金月約5千円、Bさん夫は月約20万円です。Bさんはなんぶやすらぎホームに、夫は老健に入居中です。入居時に世帯分離をしてBさんは補足給付第2段階でした。

【図②】 Bさんは利用料月4万2225円、夫は老健の利用料が月約10万円でしたが、改定によって、夫が市民税課税であることでBさんが補足給付の対象から外されて第4段階となると月11万8500円と大きく跳ね上がりました。夫は改定によって2割負担になりましたが、高額介護サービス費適用で月9万7000円となりました。夫婦の利用料を合わせると月14万2千円から、21万7千円となつてしまいました。

【図③】 ひと月7万3500円もの負担増に。そして何よりも夫婦の年金額を超える利用料となり、支払い不可能な状況となつてしまいました。

救済制度の整備が急務

家族と相談員で相談して、補足給付が第4段階になる

ことで生活が苦しくなる方などについて、いくつもの要件に該当すれば、食費・居住費を第3段階とみなして減額される「特例減額措置」の申請を行い、本来は第4段階になるところを第3段階に下げられて、年金内での支払いが出来るようになりました。しかし今回の改定によって夫婦で年間約44万円もの負担増になる見通しです。また年金で支払うのは施設利用料だけでなく、医療費、日用品費の他に施設に入居していても親戚や町内の葬祭費、税金関係など必要な事がありますので、家族の不安は大きなものとなっています。介護保険制度が始まって15年経過する中、今回の「特例減額措置」適用は金沢市で初めてで、市職員も「これまで相談は何件もあったが要件が合わなかった」と話されていました。如何にこの制度を活用するためこの要件が厳しいか、またBさんの事例を通しても経済的な救済制度の整備が不十分であるかが明らかです。

事業所ほっとコーナー



↑職員による安来節3人娘！

小規模通所介護 おしのハウス

やすきぶし
安来節でクリスマス

小規模デイならではの
アットホームなmas

昨年は利用者さんの黒田節の唄で職員が踊ったり、ご家族の方の人形劇、ボランティアさんによる大正琴&ギター演奏などがありました。そして目玉は職員の踊り「安来節・新弟子入門編」です。

〒921-8056 金沢市押野2-162
電話 242-6123 FAX 241-9261

民家を改築した定員9名の家庭的な小規模デイサービス。手づくりの食事であったかなおもてなしをお届けします。

看護師は安来節の名人。その親方に介護職の若い2人が弟子入りして一緒に踊ります。頭には豆しぼり。鼻の頭を赤く塗り、5円玉をつけます。かすりをたくし上げ、さあ！登場。その顔を見るだけでも利用者さんは大笑い。名人の腰つきにはまだまだですが、新弟子達も一生懸命踊ってくれました。また今年も利用者さんに、たくさん笑ってもらえるように頑張ります。

「制度改善のため、声を発信し続けたい」

今年の8月に更に改悪が

改定での経済的な負担増は、やすらぎ福祉会2つの施設の入居者に対して31%

もの方に影響がありました。ご家族からは「この改定はとんでも大変」との言葉が多く聞かれ影響は大きかったと思います。

さらに来年8月には障害年金や遺族年金も収入認定されることが決まっております、更に対象者が限定されより一層深刻な影響が出ることは明らかです。今後長期的に経過や影響を追っていくことが必要です。

要介護状態となっても尊厳が保持される、自立した日常生活に必要なサービスが給付されるとして2000年にスタートした介護保険制度。施行から15年が経過しましたが、売りにしていた「介護の社会化」や「サービスの選択の自由」とは大きくかけ離れ現実が介護崩壊とも言える状況が

あちこちで起きており、このような言葉を聞かない日はないという状況です。まさに、保険あって介護なしの状態です。

国が目指す持続可能な介護保険制度も自助や自己責任ばかりが求められる中で、否応なしの切り捨てで様々な負担が増えています。

私達に出来ることは利用者家族の視点を大切にして、安心して利用できる基本的な人権の保障としての介護保険制度の実現を目指して闘っていくことです。そのためにも私達ソーシャルワーカーは自治体交渉などに足を運び各方面に対して、今回の取り組みや当事者の声を発信しています。今後もよりよい制度の実現のために活動を継続していきたく思います。■

シリーズ私は言いたい! 第1回 戦争はさせない!



山口 修治
やすらぎホーム
生活相談員

賛同の署名がぞくぞく自宅に!
家に帰るのが楽しみ

戦争法が強行採決され怒り心頭!そこに戦争法廃止を 求める統一署名の提案、待機者家族会や入居家族会の役員会でも議論され、署名用紙を送付しぞくぞく賛同の証が届いています。そのことにも刺激され、休日地域の人たちと一緒に訪問行動をして、「こんなことになったら大変だね」「自分だけだけど」などの声と賛同を得ています。また、昨年12月初旬には、年賀状のやり取りをしている友人・知人にも郵送で協力をお願いし、少しづつ郵便箱に届きはじめ、高校時代の恩師から二枚・10筆が届き、中学校の同級生からはなんと30筆(用紙を増やししてくれました!)も届き感激、帰宅が楽しみです。

地域交流サロン ひまわり通信

ボランティアさん対象にした介護予防教室を開催しました。

ボランティアさんを対象にした「介護予防教室」をサロンで開催しました。講師の金沢市地域包括支援センターの武田所長からわかりやすく説明され、最後には参加者で元気よく認知症予防体操を行いました。



サロンでの認知症予防体操の様子↑

ボランティアさん作の絵手紙、きめこみアート、油絵を展示中。



展示作品の前で記念撮影↑

んたちが作られた絵手紙やきめこみアート、油絵が展示され、一気に華やかな空間になりました。ぜひお時間のある時にご覧ください。

お忘れなく! (2月16日~3月15日) 確定申告の準備は万全ですか?

申告しないと税控除や減免制度が受けられません。

確定申告の季節がやってきました。正確に申告をすることで、税金控除を受けられたり、過剰な利用料を払わなくてもよくなります。多くの介護保険サービスの利用料も医療費控除の対象となります。
不明な点などございましたら下記までご連絡ください。

地域包括支援センターかみあらや
武田 269-0859
やすらぎホーム
今宮 269-0808
なんぶやすらぎホーム
広田 241-9600

手作り作品紹介



なんぶデイ利用者さん手作りの貼り絵「ひゃくまんさん」金色の折り紙で絢爛豪華なお姿ですね♪